

諮問庁：独立行政法人労働者健康安全機構

諮問日：平成29年1月26日（平成29年（独情）諮問第5号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（独情）答申第50号）

事件名：顧問契約書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、文書1につき、その一部を不開示とし、文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書1につき、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を開示すべきであり、文書2につき、別紙の3に掲げる文書を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年12月19日付け労健安収第3156号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 審査請求書（平成28年12月24日付け）

##### （ア）趣旨

全ての開示を求める。

##### （イ）理由

A 機構本部の特定班長は厚労省安全衛生部計画課の特定職員を通じて、審査請求人の弁護士と機構の特定労災病院顧問弁護士とが打合わせ調整中である旨、連絡してきた為にその弁護士が法定代理人かどうか確認する為。（特定労災病院の法定代理人かどうかとの事。）審査請求人らはその顧問弁護士とやらを知らない為。

（特定労災病院弁護士）

B 顧問弁護士ならば金を支払って雇っている以上、仕事の記録はあるはずである。

C 院長の印影は必要ないので請求していない。

イ 平成28年12月24日付け審査請求書の補充書面

(ア) 物品や医薬品等について業者名は入札や随意契約等で（業者が常に出入りしている）公表しているし、フロントクラーク、警備会社、レストラン、そして、エレベーターやエスカレーター保守会社も公表している。顧問弁護士だけが秘匿という特別扱いすることはなぜなのかとても不思議である。要するに矛盾があることが大変おかしいのである。

(イ) 一部、文書を「不存在」としながらもその理由を明らかにしないなど総務省で決められたルールを無視、拒否している。独自の世界をこしらえて情報開示に関わる処理の仕方をしているのは許しがたい行為であることにほかならない。「不存在」の理由を明らかにしない理由はおそらく、ホームページで会議の開催事実を公表していることから顧問弁護士の名称等が知られるのを防ぐ思惑があったものと考えられる。そして、以上の事から具体的な事実を以下に主張する。

A 平成28年12月24日付け文書で述べた理由の事実とは別に「別件」があり、その中で特定労災病院は審査請求人の代理人と特定労災病院の医事課長が診断書交付拒否の件で話し合い「決着済」であった事実を本件（開示請求した事実）に引っ張ってきて、現在、代理人同士で話し合い、調整中である旨を主張してきた。

（本件と別件は無関係）ならばと、仮にその話が真実であるならば特定労災病院の法定代理人として話し合いを行なっている以上、その弁護士名等を把握しなければならない。知る権利があり連絡を取らなければいけない義務が発生している。そして、機構は法定代理人として交渉等をさせている以上弁護士名等の開示の義務を負う。後に、特定労災病院の院長は弁護士同士が話し合いをしているという主張をしているのは「審査請求人だ」として虚偽内容を含んだ公文書を送り着けてきている。全く持って無茶苦茶な話である。

B 特定日Aに特定労災病院の顧問弁護士が同病院の依頼にて特定運営委員会に出席しており、その記録が特定労災病院のホームページにて公表されている。「弁護士に作業依頼した件数が分かる文書等一切」に該当するにも係わらず「不存在」とし、存在している事実を審査請求人に隠していることは許されない行為である。さらに、上記運営委員会への出席に関わる費用は顧問料に入っていると思うし、別途、金を払っている事実があるやもしれない。（交通費、日当等）

- C 上記運営委員会にて顧問弁護士が医師会や特定地方公共団体、各個人病院にも紹介されており、インターネットにて広く社会へ配信され、それらの事から大勢の人間が顧問弁護士名等を知っていることであろう。このことから特定労災病院の顧問弁護士名等を秘匿する必要もなく、又、同病院と顧問弁護士が信頼関係を失うこともない。つまり、処分庁は処分庁自身が情報を大々的に公表しておきながら審査請求人に対してのみ、情報を与えないようにしているのである。そもそも、委員会や会議等を開いたら議事録があるのが常識である。無いはずはない。なぜならば、議事録を作成し、それを保管することが義務としてあるからである。
- D よって、処分庁が顧問弁護士の名前等を開示しないのは著しく正義に反する。

#### 添付資料

- 資料1 特定労災病院広報資料 発行日 特定日 B
- 資料2 事前確認公募広告
- 資料3 公文書等の管理に関する法律
- 資料4 文書保存期間の目安
- 資料5 開示決定等審査基準及び判断基準
- 資料6 障害者雇用率制度の概要、障害者雇用納付金制度の概要
- 資料7 独立行政法人高齢、障害、求職者雇用支援機構

#### 添付資料の説明書

- 資料1 特定労災病院顧問弁護士と関係各位が面識を持っている。顧問弁護士はきちんと表に出てきている事実があること。他の契約業者名および契約金額は公表されている事。
- 資料2 厚生労働省参加資格における、競争参加資格を有する者であること。
- 資料3 公文書等の管理に関する法律4条により、文書作成義務があること。
- 資料4 文書保存期間が決められていること。
- 資料5 機構に情報公開の審査基準や判断基準があること。
- 資料6 障害者雇用率の基準やその雇用について金が支給される事実があること。
- 資料7 不正受給する者がいる、それを通報する制度があること。

(本答申では添付資料は省略)

#### (2) 意見書(陳述書)

- ア 会議等を行なったのであれば「公文書管理法4条」により、議事録を作成する義務が発生する。会議の態様を見ると、特定労災病院の院長や医師会会長等が出席し、それがインターネットで公開、公表され

ている。もちろん、特定労災病院の顧問弁護士も紹介され、特定地方公共団体を始めとする各機関の「長」が出席している。（税金の使用による参加）

イ 会議の内容は、医療についての報告や認知症患者の受け入れ紹介状の返事に関する事等、指摘されたことについては検討する旨を話し合っている。もちろん、特定労災病院顧問弁護士を含む、そうそうたるメンバーによって会議が行なわれており、「公文書管理法4条2号」に該当する。会議では通常ICレコーダ等によってそれぞれの出席者が録音するか、職務上のメモ記録を取る。「委員会」の会議であるから普通、出席者は全員が発言をする。過去複数回「委員会」の会議が行なわれていることから顧問弁護士はその都度出席していたのである。（顧問弁護士との契約は特定日C）

ウ 上記で述べたように、会議開催が公表されており、何ら顧問弁護士には不利益は及ばない。そして、紛議や調停等も行われておらず（会議内容）この会議をもって将来も不利益が生ずるとは考えられない。これについて、類似する「答申書」を添附する。（資料8）

※顧問弁護士は公表される事を分かっている自らが会議に出席している。この会議で営業上の秘密も害されることはない。

エ 公金等を使って公務（みなし公務員）をしている以上、仮に、何の記録も取らずにお茶を飲み話を聞いて、言いたい事だけを言って会議が終了したのなら、とんでもない話だと言えるのである。（特定労災病院関係者が全員記録を取っていないのは不自然であるという事）会議等で発言した者は、公務員であるか否かを問わず公開するものである事が決められているのを忘れてはいけない。（資料9）

顧問弁護士が会議中、終始無言であるはずはない。（自己紹介を普通はするし、紹介もされる）

オ よって、資料8と資料9を踏まえて勘案すれば、特定労災病院顧問弁護士の氏名等を開示せざるを得ない。

特定労災病院は堂々と開示をすればよい。

尚、行政不服審査法上、独立行政法人は行政機関として位置付けられている。

添付資料

資料8 答申書 平成25年9月10日

資料9 懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について

資料10 公文書管理法4条（文書の作成）について

（本答申では添付資料は省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

下記の理由により、原処分の維持が適当と考える。

#### 1 文書1の一部開示決定

事業を営む弁護士の当該事業に関する情報であって、契約に係る具体的な情報や、経営上の秘密に属する情報でもあり、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、当機構と弁護士との信頼関係を破壊し、契約の継続が困難となることから、訴訟等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるため、法5条2号イ及び法5条4号ニに規定する不開示情報であると判断し、一部不開示とした。

#### 2 文書2の不開示決定

当該文書については、作成又は取得しておらず、文書が存在しないことから不開示とした。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同日 審議
- ⑤ 同年12月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成30年1月15日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1については、その一部を法5条2号イ及び4号ニに該当するとして不開示とし、文書2についてはこれを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、文書1の不開示部分のうち「院長の印影」を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであり、また、文書2については保有しているはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

#### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件不開示部分は、特定労災病院の顧問弁護士の氏名、事務所所在地、契約内容及び顧問弁護士の印影である。

これらの情報は当該契約の当事者である顧問弁護士と特定労災病院の間でのみ共有している情報であり、ウェブサイトやその他媒体においても一切公表していない情報である。

公表していない理由は、公にすることにより、顧問弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるからである。また、機構（特定労災病院）と顧問弁護士との信頼関係を破壊し、契約の継続が困難となることから、訴訟等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるからである。さらに、印影については、文書の偽造等に悪用され、顧問弁護士の正当な利益を害するおそれがあるので、非公表としている。

イ 「顧問契約書」等の開示について、顧問弁護士に意見照会を行い、平成28年11月18日付けで意見書の提出を受けた。意見の内容は、「顧問契約書」は法5条2号イに該当し、開示された場合、弁護士としての価値観や信条が公になり、営業権等の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とすべきであるとのことであった。また、契約者双方の明示の了解がない限り、顧問契約書は公にしないことが弁護士業界では通常の見取りとなっており、特定労災病院との間にも公にしないことについて黙示の了解があったことから、同号ロに該当し、不開示とすべきであるとの意見であった。

ウ 以上のことから、通例として公にしていない文書について、法5条2号イ及びロ並びに4号ニに該当する情報を不開示とした本件開示決定については、維持することが妥当と判断する。

(2) 以下、検討を行う。

ア 「契約内容」及び「顧問弁護士の印影」について

(ア) 「契約内容」に係る不開示部分は、特定労災病院と顧問契約を締結した弁護士の、特定の契約における具体的な契約条件が記載されたものであることから、これを公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。また、「顧問弁護士の印影」について、これを公にすることにより文書の偽造等に悪用され、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

(イ) したがって、当該部分はいずれも法5条2号イに該当し、同条4号ニ及び上記(1)の説明で新たに主張された同条2号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 「顧問弁護士の氏名」及び「事務所所在地」について

(ア) 「顧問弁護士の氏名」については、これを公にすることにより明らかとなるのは、当該弁護士が特定労災病院と顧問契約を締結しているという事実のみであって、「顧問契約」という文言からは当該

弁護士が実際に取り扱うこととなる個別案件の内容等が明らかになるとはいえず、上記アの判断により「契約内容」に係る部分は不開示とされるのであるから、これを公にすることにより当該弁護士の具体的な契約条件が明らかにされるといった事情は認められない。

また、特定労災病院のウェブサイト上の広報資料では当該弁護士の氏名は記載されていないものの、開催の事実やその概要が公にされている公的な会議に顧問弁護士として出席していることや、一般的な弁護士業務の遂行方法等からは、その氏名を秘匿し続けることが可能であるとする判断に合理性は認め難く、独立行政法人等における契約の適正化の要請から機構を含むいずれの法人においてもその範囲等に多少の相違はあるものの契約情報の公表が行われている現状等に鑑みれば、当該弁護士と独立行政法人等との間に顧問契約が存在すること自体が秘匿すべき顧客情報であるとはいえないから、これを公にすることにより弁護士としての価値観や信条が公になり、営業権等の正当な利益を害するおそれがある等といった主張はおよそ認め難い。したがって、顧問弁護士の氏名は法5条2号イには該当しない。

(イ) 顧問弁護士の氏名は、当事者双方の合意に基づき締結された顧問契約に係る情報であることから、「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」に該当するとは認められず、法5条2号ロには該当しない。

(ウ) 諮問庁は、顧問弁護士の氏名を公にすることにより機構と弁護士との信頼関係を破壊し、契約の継続が困難となるおそれがある旨主張するが、合理的な理由なく一方的に双方の合意に反する行為をするような場合であれば別論、本件においては弁護士の立場に立った主張を尽くした上で、法の趣旨に沿って、上記(ア)のとおり弁護士の正当な権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない部分のみを公にしたとしても、こと弁護士との関係において信頼関係に悪影響を及ぼすことは想定し難い。したがって、顧問弁護士の氏名は法5条4号二には該当しない。

(エ) 顧問弁護士の氏名が不開示情報に該当しない場合、当該弁護士の事務所所在地は日本弁護士連合会のウェブサイトによって検索可能であるから、当該部分は顧問弁護士の氏名と同様の理由により、不開示情報には該当しない。

(オ) 以上のことから、顧問弁護士の氏名及び事務所所在地(別紙の2に掲げる部分)は、法5条2号イ及びロ並びに4号二のいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 3 文書2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書2の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 原処分及び諮問の時点では、文書2の請求に係る「作業依頼」について、医事紛争における法律相談であると捉えていたため、文書の搜索範囲を特定労災病院における医事紛争を担当する医事課に絞っており、平成28年6月ないし10月には医事紛争は発生しておらず、それに伴う顧問弁護士への法律相談も行っていなかったため、請求に該当する文書は存在しないと判断していた。

イ 今般、「作業依頼」の捉え方を見直し、特定労災病院から顧問弁護士に何らかの作業を依頼したものの全てと捉え、改めて請求に合致する文書がないかを調べることにした。特定労災病院から顧問弁護士に作業依頼する場合は、必ず事務局を通して行うため、搜索の範囲は事務局（総務課、会計課、医事課）が保管する法人文書とした。

なお、顧問契約の締結によって既に成立している「法律顧問である状態」は特段の依頼を行っていないため、「作業依頼」には含まれないと解した。

搜索の結果、総務課が管理する原議書綴の中に①「特定運営委員会の開催について」という件名の原議書を発見した。また、②「謝金支給台帳」及び③「物品購入契約・その他契約等支出に係る一件書類（支出証拠書）」という法人文書ファイルの中にも、請求に合致する文書を発見した。

①の「特定運営委員会の開催について」は、当該運営委員会の開催及び外部委員宛ての案内文の送付について起案し、決裁を取った原議書とその関連資料である。内容には運営委員名簿、案内文（案）等があり、外部委員として顧問弁護士に出席を依頼した事実及び謝金の額が分かる。②の「謝金支給台帳」には、月毎の謝金の支払明細書をつづっており、③の「物品購入契約・その他契約等支出に係る一件書類（支出証拠書）」には、「契約及び支出等決議書」及びその証拠書類等をつづっている。いずれも、外部委員として上記運営委員会に出席したことに係る謝金を顧問弁護士に支払った事実及び金額が分かる。

ウ 新たに発見した文書から、平成28年6月ないし10月に顧問弁護士に「作業依頼」した件数は1件（特定運営委員会への出席）であり、その謝金が特定金額であることが判明した。また、他に「作業依頼」に該当する業務等の存在は確認されなかった。

したがって、文書2の請求に該当する文書として、上記①ないし③の各文書（別紙の3に掲げる文書）を改めて特定すべきと考える。

(2) 当審査会において、諮問庁から、別紙の3に掲げる文書の提示を受け

て確認すると、その内容は上記（１）イ及びウの諮問庁の説明のとおりであって、いずれの文書も、文書２に該当するものと認められる。また、機構において、別紙の３に掲げる文書の外に、文書２に該当する文書を保有しているとすべき事情は認め難い。

したがって、文書２に該当する文書として、機構において別紙の３に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき、改めて開示決定等をすべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求に対し、文書１につき、その一部を法５条２号イ及び４号ニに該当するとして不開示とし、文書２につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書１につき、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条２号イ及びロ並びに４号ニに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の２に掲げる部分を除く部分は、同条２号イに該当すると認められるので、同条２号ロ及び４号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の２に掲げる部分は、同条２号イ及びロ並びに４号ニのいずれにも該当せず、開示すべきであり、文書２につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、機構において別紙の３に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第５部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件対象文書

文書1 顧問契約書（特定労災病院が顧問弁護士と締結したもの）

文書2 特定労災病院が上記弁護士に作業依頼した件数（他の弁護士との打合せや、調整を含む）と金額が分かる文書等一切。（H28年6月～10月分まで）

### 2 本件不開示部分のうち、開示すべき部分

顧問弁護士の氏名及び事務所所在地

### 3 文書2の対象として、改めて開示決定等をすべき文書

① 「特定運営委員会の開催について」と題する原議書一式

② 謝金支給台帳（特定運営委員会に係るもの）

③ 物品購入契約・その他契約等支出に係る一件書類（支出証拠書）（特定運営委員会に係るもの）